

# 社会福祉法人京都府社会福祉協議会

## 保育士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 保育士指定養成施設に在学し、保育士の資格の取得をめざす学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資するため、この要綱に基づき予算の範囲内で貸付を行う。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定した学校その他施設(以下「養成施設」という。)に在学する者(京都府外の養成施設に在学する者は京都府内に居住する者に限る)で、卒業後、別表1に掲げる京都府内の施設等において、保育士として児童の保護等の業務(以下、「保育業務」という。)に従事する意思を有する者とする。

なお、他の都道府県等から同資金を重複して貸付を受けることはできない。

2 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものとする。

3 生活費加算は貸付申請時に次の各号に掲げる世帯で前項に規定する養成施設に就学する者を対象とする。

(1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者で入学後に保護が廃止になる者(養成施設入学前に生活保護受給世帯の者であって、入学後に生活保護が廃止された者を含む。)

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯

(3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免世帯

(4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免世帯

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予世帯

(貸付期間及び貸付額等)

第3条 貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、生活費加算については2年間を貸付できる額の限度とする。

2 修学資金の貸付額は、月額50,000円以内とする。ただし、次の各号に定める額を加算できるものとする。

(1) 入学準備金 200,000円以内(初回の貸付時に限り、加算)

(2) 就職準備金 200,000円以内(就職内定後、最終回の貸付時に限り、加算)

(3) 生活費加算 貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表2に定める額を加算

3 返還免除対象施設で働きながら修学する者である場合にあっては、就職準備金を支給しないこととする。

4 高等教育の修学支援新制度利用者にあつては、修学に必要なとする額(入学金、学費〔授業料、実習費、教材費〕。)の中で自己負担となる額を上限とする。

- 5 通信課程で修学する者である場合にあっては、第2項の規定によらず修学に必要なとする額（入学金、学費〔授業料、実習費、教材費〕の2年間分（上限120万円）。）を基本に、会長が定める金額を上限とする。
- 6 生活費加算は、生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額（この額は、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算するものであり、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。また、年度途中で生活扶助基準の見直しがあった場合も、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする）
- 7 利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第4条 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入の上、次の必要書類を添付して、修学する養成施設を通じて社会福祉法人京都府社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 養成施設の長が発行する推薦書（第2号様式。以下「推薦書」という。）
- (2) 住民票記載事項証明書（外国籍の者は滞在資格を永住権とする外国人登録証）
- (3) 連帯保証人2名の前年の所得を証明する書類
- (4) 申請者が成年者である場合は、申請者の前年の所得を証明する書類
- (5) 学業成績証明書（現に養成施設に1年以上在学している者には前学年の、その他の者には最終卒業学校又は最終卒業養成施設の学業成績証明書）
- (6) 中高年離職者であることを証明する書類（該当者のみ）
- (7) 生活費加算の貸付を申請する場合は以下のいずれかの書類（イ～オについては、申請者の生計を一にする世帯全員の書類）
  - ア. 保護変更決定通知書（写）等（生活保護が廃止されていることが確認できる書類）
  - イ. 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書等（市町村民税の非課税が確認できる書類）
  - ウ. 市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書等（市町村民税の減免が確認できる書類）
  - エ. 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書等（国民年金の掛金の減免が確認できる書類）
  - オ. 国民健康保険料決定（変更）通知書等（国民健康保険料の減免または徴収の猶予が確認できる書類）

- 2 養成施設は申請者から申請書の提出を受けたときは、厳正に審査し、適当と認める者に対して、推薦書を添付して会長に提出するものとする。ただし、適当と認められる者が2名以上になる場合は、推薦順位を付した文書を添付しなければならない。
- 3 生活保護受給世帯の高校生等が貸付を申請する場合は、生活費加算の有無に関わらず、入試前に会長に直接貸付申請を行うことを原則とする。

（連帯保証人）

第5条 申請者は、連帯保証人2名を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければならない。また、申請

者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は法定代理人でなければならない。

3 修学資金の貸付を受けた者（以下「修学生」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

（貸付の決定等）

第6条 会長は、第4条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは修学資金の貸付を決定し、修学資金貸付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。また、貸付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知し、申請書類を返還するものとする。

（交付方法）

第7条 修学資金の交付は、貸付を決定した日の属する月の翌月以降に分割又は月決めの方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

（異動の届出）

第8条 修学生は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその事実を証する書類を添えて、養成施設を通じ、その旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
  - (2) 疾病等により修学の見込みがなくなったとき。
  - (3) 休学し、復学し、転学し、留年し、又は退学したとき。
  - (4) 停学その他の処分を受けたとき。
  - (5) 卒業したとき。
  - (6) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。
  - (7) 保育士の登録を受けたとき。
  - (8) 他の養成施設に入学したとき又は当該養成施設を退学し、若しくは卒業したとき。
  - (9) 第14条第1号に規定する免除条件施設等における保育業務に従事しなくなったとき。
- 2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 修学生が、府内において保育業務に従事したとき又は業務従事先を変更したときは、別に定める届出書に業務従事期間証明書を添えて直ちに会長に届け出なければならない。
- 4 第1項から前項までの規定による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

（修学資金借用証書）

第9条 修学生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から20日以内に、養成施設を通じて、貸付を受けた修学資金の全額に係る修学資金借用証書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

（貸付契約の解除及び貸付の休止）

第10条 会長は、修学生が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認めるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分

を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとし、既に貸し付けた修学資金があるときは、その後に振り込む修学資金から控除するものとする。

- 3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還)

第 11 条 修学生は、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から 貸付期間の2倍の年数以内又は 5 年の期間（返還債務の履行を猶予したときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦等により返還しなければならない。ただし、生活費加算を受けた者については、8 年の期間内とすることができる。

(1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。

(2) 当該養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

(3) 京都府内において第 14 条第 1 号に規定する保育業務に従事しなかったとき。

(4) 京都府内において第 14 条第 1 号に規定する保育業務に従事する意思がなくなったとき。

(5) 保育業務外の事由により死亡し、又は疾病等により保育業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第 12 条 修学生が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 京都府内において第 14 条第 1 号に規定する保育業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(3) 当該養成施設を卒業後さらに他種の養成施設において修学しているとき。

(返還の猶予の申請等)

第 13 条 前条による返還の猶予を受けようとする者は、別に定める修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、養成施設を通じて会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について、承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を修学生に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第 14 条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 貸付期間が 2 年の者（修学資金の貸付額が 120 万円以内の者）

養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、京都府（国立児童自立支援施設等において保育業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災にお

る被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において保育業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。）内の従事先施設等において保育業務に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

（2）貸付期間が3年の者（修学資金の貸付額が120万円超～180万円以内の者）

前号に定める期間中、修学資金の貸付額が120万円を超えて180万円以内にある貸付金については、「5年間」とあるのは「8年間」、「3年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

（3）貸付期間が4年の者（修学資金の貸付額が120万円超～240万円以内の者）

第1号に定める期間中、修学資金の貸付額が120万円を超えて240万円以内にある貸付金については、「5年間」とあるのは「10年間」、「3年間」とあるのは「6年間」と読み替えるものとする。

（4）第1号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

（返還債務の裁量免除）

第15条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

（1）死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

（2）長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

（3）京都府内において2年以上第14条第1号に規定する保育業務に従事したとき （貸付期間が3年の者（貸付額が120万円～180万円以内の者）は3年以上、貸付期間が4年の者（貸付額が120万円～240万円以内の者）は4年以上）

返還の債務の額の一部

（返還の免除の申請等）

第16条 第14条及び前条による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、養成施設を通じて会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を修学生に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第 17 条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、保育業務に従事した日から従事しなくなった日までとする。

(延滞利子)

第 18 条 会長は、修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(養成施設の責務)

第 19 条 この事業の実施に当たって、養成施設は常に修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱、保育士修学資金貸付等制度実施要綱（平成 28 年 2 月 3 日付け厚生労働省発雇児 0203 第 3 号厚生労働事務次官通知）及び保育士修学資金貸付等制度の運営について（平成 28 年 2 月 3 日付け雇児発 0203 第 2 号厚生労働省雇用均等／児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



別表 1

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設</li> <li>・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設</li> </ul>
ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 法第59条の2の規定により届出をした施設</li> <li>ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設</li> <li>iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設</li> <li>iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設</li> <li>v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設</li> </ul>



別表 2

年齢	級地区分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	43,300	41,360	39,400	37,460	35,510	33,560
20～40	41,440	39,580	37,710	35,840	33,980	32,120
41～59	39,290	37,520	35,750	33,990	32,220	30,450
60～69	37,150	35,480	33,800	32,140	30,460	28,790
70 歳以上	33,280	32,020	30,280	29,120	27,290	26,250